



あらためて消費税を考える

～継続的な震災復興と社会保障の充実を目指して

北区支部 荒木 啓 伸

現在政府は、「税と社会保障の一体改革」のとりまとめに取りかかっている。その中で、震災復興の財源と併せて消費税増税の「キャンペーン」は勢いを増している。その反面、消費税増税は不況に拍車をかけるとの意見もあり、医療機関にとっては「損税」の問題も大きい。今改めて消費税の問題について考えてみたい。

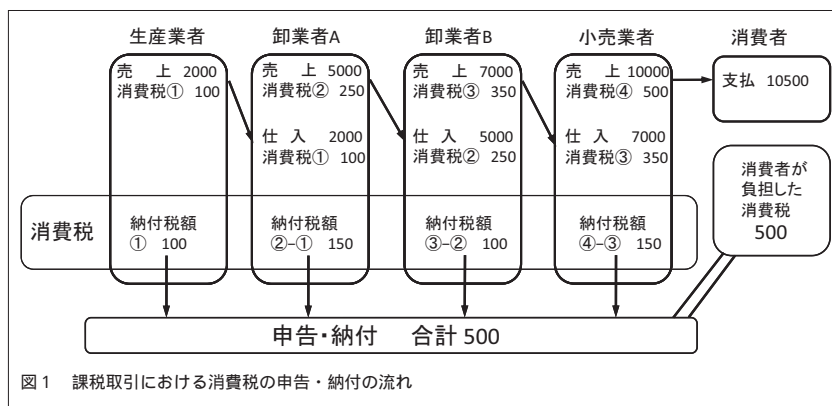
1. 保険医療における消費税と損税発生仕組み

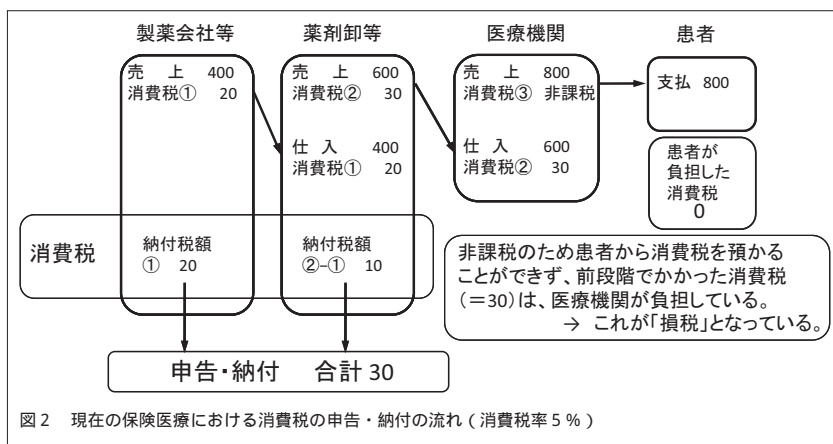
消費税とは、事業者が商品を販売したり、サービスを提供したりするときに、流過程のなかで順次価格に上乗せして、最終的には、商品を消費し、またはサービスの提供を受ける「最終消費者」が負担する税制である。すなわち、最終消費者が1万円の品物を購入して支払った500円の消費税は、生産業者から卸売業者、小売業者までの中間に介在した者が申告・納付している。このように、生産から流通に至る過程で二重、三重に消費税が課されないようにするため、課税売上にかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除し、消費税が累積しない

仕組みになっている(図1)。ところが、保険医療は社会政策上の理由で非課税となっているため、医療機関は患者から消費税を預かることができない。従って、医療機関が課税仕入(薬剤、材料費など)にかかった消費税は、医療機関が負担していることになる(図2)。これが、いわゆる「損税」である。

2. そもそもなぜ損税が発生するに至ったか

消費税が導入された平成元年の診療報酬改定では、消費税相当分として診療報酬に0.76%が上乗せされ、さらに、平成9年の消費税が5%に引き上げられた年の診療報酬改定時に0.77%が上乗せされた。この2回の改定で合計1.53%が上乗せされており、厚労省、財務省は控除対象外消費税の問題は一貫して「解決済み」であるとしている。医療機関の売り上げに対する控除対象外消費税を1.53%とみなしたものが、この数字をどう見たらよいだらう。TKC医業経営指標(平成22年)から控除対象外消費税の売り上げに対する割合を求めてみると、個人診療所では1.97%、法人診療所では2.00%、法人





病院でも1.67%であった。また、日本医師会は医療機関が負担している控除対象外消費税の割合を2.22%としている。いずれにしても、消費税を補填する数字としては過小評価である。しかも、度重なる診療報酬のマイナス改定および点数の包括化等で、この補填分は限りなく希釈されているのが現状である。さらに、今後消費税が増税されることになれば、医療機関における損税はさらに増大し、経営を圧迫することになる。では、この局面に我々はどう対応すればよいのか。

3. 損税解消に向けて

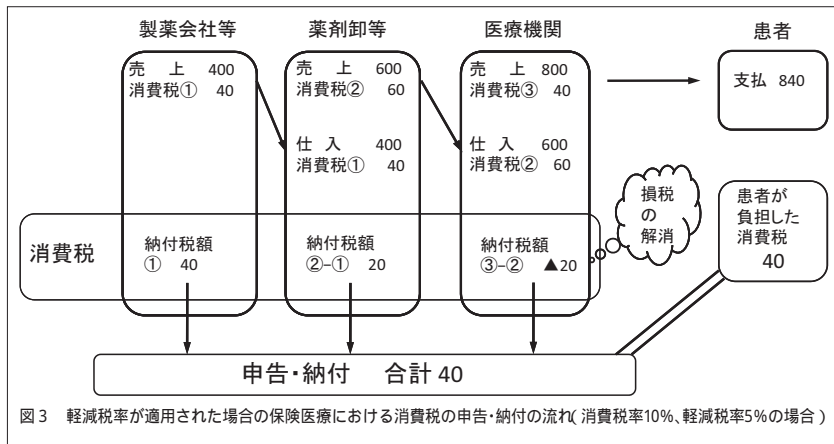
日本医師会は、平成23年度税制改正要望重点項目に「社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善」と記述している。仮に消費税が増税されることになれば、保険医療に対して「軽減税率」の適用を求めてゆく必要があるだろう。

消費税率10%、保険医療に5%の軽減税率が適用される場合、どうなるだろう。800円の医療費に対して、患者は窓口で40円の消費税を支払うことになる。仮に、この800円の医療費にかかる医療機関の課税仕入れを600円(消費税60円)とすると、医療機関の申告により60-40=20円が医療機関に還付され、損税は解消される(図3)。ただし、この場合(診療報酬および自己負担割合が同一であれば)、患者の窓口

での支払いは、(軽減)税率分だけ増大することになり、その結果、受診抑制の拡大が懸念される。従って、損税を解消し、なおかつ患者負担を増やさないためには、0%の軽減税率を適用することが必要である。保険医療に0%の軽減税率が適用されれば、800円の医療費に対して患者が窓口で負担する消費税は0円で、医療機関は申告により、それにかかった600円の課税仕入れに対して支払った消費税60円の還付を受けることができる。0%の軽減税率は、「1.53%」の上乗せを行うよりずっと合理的であることがわかりいただけと思う。

しかし、このような医療機関に一見都合のよい制度は現実的なのだろうか。この答えはイエスであると思う。なぜなら、これは輸出取引の制度としてすでに運用されている制度とまったく同じだからである。日本への旅行者が免税店で1万円の商品を買うと、いったんは500円の消費税を支払うが、この消費税は出国の際に還付される。これと同様に、輸出に関わる業者は、輸出の際、仕入れに対して支払った消費税に相当する額を「輸出戻し税」という形で還付を受けているのである。

繰り返すが、消費税増税に際し、保険医療に対しては、軽減税率で損税を解消し、さらに、0%の軽減税率で患者負担を増加させないことを主張していくことが最善ではないだろうか。



4. 継続的な震災復興と社会保障の充実を目指す

ここまで、消費税の増税を前提に話を展開してきたが、私自身決して消費税の増税に賛成ではない。消費税は税負担の逆進性が指摘されており、また、今般の大震災における被災者にも課税される。さらに、消費の冷え込みから不況に拍車をかけるとの意見もある。

震災の復興および社会保障の財源としては、まず、国の責任で大規模な財政投入を行うべきである。また、特殊法人等からも拠出が可能な資金は投入すべきではないか。一例として、政府が資本金の全額を出資する特殊法人である日本中央競馬会の平成22年の勝馬投票券の売り上げは2兆4千億円余であった。現在も復興支援競走は実施されているが、仮に、期間限定でも払い戻しに当てる割合を現行の75%から70%に引き下げると、1千2百億円余が1年間に拠出できる。この支援により私を含めた競馬ファ

ンが離れていくこともないだろう。それらで足りない分をやむを得ず増税に求めるなら、現在課税所得1800万円で頭打ちになっている所得税のさらに高額所得の部分の累進制を強化したり、最低水準まで減税された法人税に切り込むことをまず考えるべきではないだろうか。

最後にふれておきたいのだが、4月に閣議決定された「規制・制度改革に関わる方針」には国民皆保険を揺るがしかねない内容を含んでいたことで、「大震災の混乱に乗じてどさくさ紛れの閣議決定だ」との批判が出た。我々は、今後震災の復興を全力で支援していくことは言うまでもないが、今後進んでいく議論の中では、このように震災の混乱に乗じたり、震災復興を盾に必要不可欠な社会保障までもが歪められることがないように注意すべきであることを付け加えておきたい。

(荒木病院)